

翻刻 西村天囚著『懷徳堂考之一』（その二）

竹田 健 二

要旨 本稿は、西村時彦（号は天囚、碩園）著『懷徳堂考之一』の翻刻（その二）である。天囚の故郷である種子島・西之表市の西村家が所蔵する西村天囚関係資料の中から発見された『懷徳堂考之一』（抄本、一冊）の前半部は、明治四十三年（一九一〇）一月二十九日に行われた大阪人文会第二次例会での講演の原稿となった「草稿」に該当するものであり、また『懷徳堂考之一』全体としては、同年二月七日から二月二十七日まで大阪朝日新聞に連載された、天囚の「懷徳堂研究其一」（完結時に『懷徳堂考』上巻と改題）の草稿に当たると考えられる。『懷徳堂考之一』により、懷徳堂顕彰運動の起点となった天囚の懷徳堂研究の実態が明らかになることは確実であり、近代日本漢学における天囚の思想的立場の解明に資すると期待される。

【キーワード】 西村天囚、「懷徳堂研究其二」、「懷徳堂考」、五井持軒、五井蘭洲

本稿は、西村時彦（号は天囚、碩園）の故郷である種子島・西之表市の西村家において発見された、西村天囚著『懷徳堂考之一』（「五井蘭洲」の章の冒頭から「三宅石庵」の節まで）の翻刻であり、「翻刻 西村天囚著『懷徳堂考之一』（その二）」（島根大学教育学部紀要 第五十五号（人文・社会科学）、二〇二二年二月）の続編である。解題、及び凡例については、前稿を参照されたい。

【附記】 本研究は、JSPS科研費 JP21H00465「日本近代人文学の再構築」と漢学の伝統——西村天囚関係新資料の調査研究を中心として——の助成を受けたものである。

【翻刻】

《一一》

【14表】 五井蘭洲／蘭洲。名純禎。字子承。号蘭洲。又梅塙【注一】。又冽菴【注二】【注三】。称藤九郎。持軒次子。以元禄十年生于大阪。持軒時年五十七。／

注

一：遠里正意六十寿序【補一】有梅塙印（非指天満梅枝町乎）
二：冽菴取于易井之卦。九五井冽之語。蹇菴亦出井卦六四。竹翁別号溧翁。出于九三井溧而不食之語。

三：竹山答尾池加仲大書【補2】云先師五井蘭洲ハ井ノ卦ノ九五ノ井冽ヲ取テ別ニ冽菴ト号ス吾先子ハ六四ノ井蹇ヲ取ル兩人トモ此歳ヨリノ号ナリ予ハ老年九三井溧而不食ヲ取テ号トス蘭洲ハ五井姓ユヘ九五井冽ハ甚適當ナリ／
水風井【補3】九三井溧而不食為我心惻可用汲王明並受其福○六四井蹇无咎○九五井冽寒泉食【補3】

【書き下し文】

五井蘭洲

蘭洲、名は純禎、字は子承、号は蘭洲、又た梅塙、又た冽菴、藤九郎と称す。持軒の次子なり。元禄十年を以て大阪に生まる。持軒時に年五十七なり。

注

一：「遠里正意の六十寿の序」に「梅塙」の印有り（天満の梅枝町を指すに非ざらんか）。
二：「冽菴」、「易」井卦の「九五井冽」（九五、井冽す）の語より取る。蹇菴も亦た井卦の六四より出づ。竹翁の別号「溧翁」、九三「井溧而不食」（井溧にして食はれず）の語より出づ。
三：竹山「尾池加仲大に答ふるの書」に云ふ、「先師五井蘭洲ハ井ノ卦ノ九五ノ井冽ヲ取テ別ニ冽菴ト号ス吾先子ハ六四ノ井蹇ヲ取ル兩人ト□（モ）壯歳ヨリノ号ナリ予ハ老年九三ノ井溧而不食ヲ取テ号トス蘭洲ハ五井姓ユヘ九五井冽ハ甚適當ナリ」と

水風井☵、九三、井渫にして食はれず、我が心の惻みを為す。用て汲むべし。王明ならば、並びに其の福を受けん。○六四、井渫にす。咎無し。○九五、井冽して寒泉食はる。

補注

1：「遠里正意六十寿序」は、『蘭洲遺稿』卷坤と「鷄肋篇」卷七とに重出する「賀遠里正意六十寿序」（遠里正意の六十の寿を賀するの序）を指すと思われる。もつとも、朝日新聞社文庫本の『蘭洲遺稿』・同『鷄肋篇』には、「梅塢」の印記は認められない。なお、以下『蘭洲遺稿』の葉数等を示す場合は、天因が懷德堂研究に用いたと見られる大阪府立中之島図書館朝日新聞社文庫のものによる。別本については、その都度示す。

2：蘭洲の号「冽菴」と塾庵とについて、天因の『懷德堂考』上巻には「竹山国字牘」からの引用として説明されている。竹山の「答尾池加仲大書」は、懷德堂文庫・碩園記念文庫・小天地閣叢書乾集所収の『竹山国字牘抄』、及び懷德堂記念会が明治四十四年（一九一一年）に出版した懷德堂遺書の『竹山先生国字牘』には収録されていないが、懷德堂文庫所蔵の『竹山先生国字牘 二』（中井積善等交筆）に収録されており、「先師五井蘭洲ハ井ノ卦ノ九五ノ井冽ヲ取テ別ニ冽菴ト号ス吾先子ハ六四ノ井渫ヲ取テ塾菴ト号ス兩人トモ壯歳ヨリノ号ナリ余ハ老年ニ至リ九三ノ井渫而不食ヲ取テ号トス晩年ユヘ翁ノ字ヲツケテ称ス三十姓（？）ヨリ命スルナリ但シ蘭洲ハ五井姓ユヘ九五井冽ハ甚的当ナリ」とある。天因が何によって「答尾池加仲大書」を見たのかは不詳。

3：「水風井☵」は、井卦☵の構成が、上卦（上の三爻）は「水」を象徴する☵（坎の卦）、下卦（下の三爻）は「風」を象徴する☴（巽の卦）であることを示す。「九三」以下は、『周易』井卦の爻辞の引用。

《一二》
自叙伝

蘭洲晩年有咏懷詩「補1」。是実一部自叙伝也。其詩曰。／＼
咨余遭家難。屯遭童卯時「注1」。自僅識丁字。託尼城遠總。起臥伍僮僕。涕泣膝下離。遠總家亦窮。轉向飯山趨。飯山冰雪地「補2」。短褐不適肌。流落三年客。十七「14裏」復桑梓。歎年頻相仍。桂燒且玉炊。母兄官于京。怙恃兩鬢絲。己無稗販業。傭書供薄糜。挑燈目成膜。把筆掌凝皮。窮鬼向我投。方兄棄我違。親戚多零落。嚴君忽尔奏。大阪池魚災。民居無一基。口沢兼手沢。焚蕩一無遺。慈母六十餘。臥床疾尤急。無輪可乘載。負以逃東遠。崎嶇千方狀。慘不可追思。遂歿

于客舍。于今有餘悲。服闋入関中。鷓鴣得一枝。隨身一長劍。往反陸羽岐。十歲意無（不）慚「補3」。委俸不少尼。囊橐無餘金。單身千里婦。生産復何事。句讀授小兒。僑居郷校畔。執經不覺疲。戲場目不注。淫肆步不移。家素無長物。未嘗羨輕肥。唯恐負人謗。戰兢自矜持。非啻自口出。輿人所皆知。雖鞵線短才。庶不墜先規。「15表」荏苒強復老。軀幸無病羸。每念及蓋棺。壯心永不衰。唯憾有一女。無男嗣先祀。豈囿殆（幾）七十「補4」。一朝疾風痺。頃刻為癡人。百骸渾不支。頼有旧相識。重義且輕貲。日夜來保護。免為溝中屍。軀不可再健。疾不可復医。奈何至此極。是命也「亦」奚疑「補5」。／

慘痛悲惻。不可卒読。蘭洲生於艱難。而死於艱難。其鬱勃不平。果何如也。是以筆墨之間。骯髒不平之氣。淋漓溢出。亦亡是怪而已。／

注

一：遺稿有言「補6」余童卯遭家難糊口四方十七而歸郷里

【書き下し文】

自叙伝

蘭洲晩年に「咏懷詩」有り。是れ実の一部の自叙伝なり。其の詩に曰はく、
「咨、余家難に遭ひ、屯遭す童卯の時。僅に丁字を識るより、尼城の遠總に託せらる。起臥するに僮僕に伍し、涕泣す膝下の離。遠總の家も亦た窮し、轉向して飯山に趨ぶ。飯山 冰雪の地に於て、短褐肌に適はず。流落三年の客、十七にして桑梓に復す。歎年頻りに相ひ仍なり、桂燒し且つ玉炊す。母兄 京に官するも、怙恃 両鬢に絲あり。己に稗販の業無く、傭書して薄糜を供す。燈を挑げて膜を成し、筆を把りて掌に皮を凝らすも、窮鬼 我に向かひて投る。方に兄我を棄てて違り、親戚 多く零落す。嚴君 忽爾として萎ゆ。大阪に池魚の災あり。民居一基も無く、口沢 手沢を兼せて、焚蕩して一も遺る無し。慈母六十餘りに於て、床に臥して疾尤も急なり。輻の乗載すべきもの無くして、負ひて以て東遠に逃る。崎嶇たり千方の状、慘にして追思すべからず。遂に客舎に歿す。今に于いて餘悲有り。服闋して関中に入るに、鷓鴣 一枝を得。隨身するは一長劍。往反す陸羽の岐。十歳意に慚はず。俸を委てて少しも尼せず。囊橐に餘金無く、單身千里歸る。生産復た何事あらん。句讀もて小兒に授く。僑居郷校の畔、經を執りて疲るるを覚へず。戲場に目は注がず、淫肆に歩は移さず。家素より長物無し。未だ嘗て輕肥を羨まず。唯だ人の謗を恐る、戰兢として自ら矜持す。啻だに口に出ださざるに非ず。輿人の皆を知る所なり。鞵線短才と雖も、先規を墜とさざらんことを庶ふ。荏苒として強なるも復た老ゆ。軀幸ひに病羸すること無し。毎に念ふ蓋棺に及ぶまで、壯心永く衰へざるを。唯だ憾む一女有るも、男の先祀を嗣

ぐもの無きを。豈に凶らん幾ど七十にして、一朝風痺を疾む。頃刻癡人と為り、百骸渾て支へず。頼るに旧き相識有り。義を重んじ且つ貲を軽んず。日夜来りて保護し、溝中の屍と為るを免る。軀は再び健なるべからず、疾は復た医すべからず。奈何せん此の極に至るを、是れ命なること亦た奚ぞ疑はん」と。

惨痛悲惻、卒読すべからず。蘭洲艱難に生まれて、艱難に死す。其の鬱勃たる不平、果たして何如。是を以て筆墨の間に、骯髒不平の氣、淋漓として溢出するも、亦た是れ怪む亡きのみ。

注

一：『遺稿』に、「余童卯に家難に遭ひ、口を四方に糊して、十七にして郷里に帰る」と言ふ有り。

補注

1：「咏懐詩」は、前出の『蘭洲遺稿』乾卷所収の「詠懐詩」を指す（第四十一葉裏）。
2：「地」はもともと「裏」字と書かれており、その上に墨筆で圈点を記し、左に「地」が書き添えられている。『蘭洲遺稿』の「詠懐詩」には「地」とある。但し、天囚の「懷徳堂研究其一」・「懷徳堂考」上巻では「飯山冰雪裏」と引用されている。本書における「裏」から「地」への修正は、「懷徳堂研究其二」の発表後に加えられる。た可能性があると考えられる。

3：『蘭洲遺稿』の「詠懐詩」は、「意無愜」を「意不愜」に作る。
4：『蘭洲遺稿』の「詠懐詩」は、「殆」を「幾」に作る。
5：『蘭洲遺稿』の「詠懐詩」は、「奚疑」を「亦奚疑」に作る。
6：『遺稿』は、『蘭洲遺稿』坤卷所収の文「有一故人不相見数年一日来訪」（一故人有り。相ひ見えざること数年、一日来訪す。）の一節（第六十六葉裏）。

《二三》

幼時／

以咨余遭家難。屯遭童卯時之二句〔補1〕。証東涯碑文中所謂壯時家道饒阜。為親眷所掩而不問。及晚遂致窘迫之語〔補2〕。則持軒家産。為匪人所奪。似不可疑。於是託蘭洲於親〔15裏〕。知。以減口救貧。其或蘭洲十四五歲之時歟。尼城撰津尼崎也。遠總之總。三月服也。蓋謂親戚之疎遠者。未知其為誰。瑣語云。富嶋利真。号安斎。撰州尼崎人。與余為通家。自幼嗜学。従先君子。邑人有学。其為之唱也云々〔補3〕。通家謂世誼。乃非親戚。總則親姻之疎者。則安斎亦非其人矣。飯山今属信濃国下水内郡。為信越之境界。蘭洲幼時。流離困頓。閏三年而帰大阪。時年十七。実正徳三年也。

一書作正徳二年〔補4〕。然懷懐有十七復桑梓之句。十七則正徳三年也。當時家益貧。而歎年相仍。桂燒玉炊。辛苦可知。同母兄内記之官于京。為鷹司家之臣隸。亦或為貧也。怙恃在堂。兩鬢絲。蘭洲十七之時。持軒七十三。所謂四書屋之入。不足餬口。於是蘭洲備書以供薄糜。目則成〔16表〕。膜。掌生胼胝。而猶窮鬼向我。□方兄則〔補5〕。依違不來。其辛苦豈常人之所能堪。／

【書き下し文】

幼時

以へらく、「咨、余家難に遭ひ、屯遭童卯の時」の二句、東涯碑文中の所謂「壮なる時」家道は饒阜たり。親眷の為に掩らるるも問はず。晩に及びて遂に窘迫を致すの語を証す。則ち持軒の家産、匪人の奪ふ所と為るは、疑ふべからざるに似る。是に於て蘭洲を親知に託し、以て口を減らして貧を救はんとす。其れ或いは蘭洲十四五歳の時か。「尼城」は撰津の尼崎なり。「遠總」の總は、三月の服なり。蓋し親戚の疎遠なる者を謂ふ。未だ其の誰為るかを知らず。『瑣語』に云ふ、「富嶋利真、安斎と号す、撰州尼崎の人なり。余と通家為り。幼より学を嗜み、先君子に従ふ。邑人学有るは、其れ之が唱を為るなり」云々と。通家は世誼を謂ふ。乃ち親戚に非ず。總は則ち親姻の疎なる者なれば、則ち安斎も亦た其の人に非ず。「飯山」は、今、信濃国下水内郡に属す。信越の境界為り。蘭洲幼時に、流離困頓し、「三年」を閲して大阪に帰る。時に年十七。実に正徳三年なり。一書に正徳二年に作る。然れども詠懐に「十七にして桑梓に復す」の句有り。十七なれば則ち正徳三年なり。當時家益ます貧しくして、「歎年」「相ひ仍なり、桂焼し」「玉炊す」。辛苦知るべし。同母「兄」の内記の「京に官」して、鷹司家の臣隸と為るも、亦た或いは貧の為ならん。「怙恃」は堂に在りて、「兩鬢に絲あり」。蘭洲十七の時、持軒七十三なり。所謂四書屋の入りは、口に糊するに足らず。是に於て蘭洲「備書」して以て「薄糜を供す」。目には則ち「膜を成し」、掌には胼胝を生ずるも、猶ほ「窮鬼我に向」かふ。□方に兄 則ち依違して来らず。其の辛苦豈に常人の能く堪ふる所ならん。

補注

1：「幼時」節において天囚は、蘭洲の「咏懐詩」から引用した語や句について、朱筆で記す、或いは墨筆の文字を朱筆の線によつて囲むといった方法で示そうとしたと見られる。右の書き下し文では、「咏懐詩」からの引用した語句に「」を附して示した。なお、天囚による傍点は、「咏懐詩」からの引用に附されているところもあるが、引用ではないところに附されている場合もある。

2：「東涯碑文」は、伊藤東涯（名は長胤）の撰による「持軒五井君墓碑銘」（『紹述先生文集』所収）を指す。天囚旧蔵の『紹述先生文集』は、懷徳堂文庫の碩園記念

文庫に現存する。東涯撰の持軒の墓碑銘は、天因が懷德堂研究に用いたと考えられる『浪華名家碑文集』にも「持軒五井先生之墓」として収められており、天因旧蔵の『浪華名家碑文集』は大府立中之島図書館の朝日新聞文庫に現存する。拙稿「西村天因の五井蘭洲研究と関係資料―『蘭洲遺稿』・『鷄肋篇』・『浪華名家碑文集』について―」（『懷德』第八十五号、二〇一七年）参照。

3：『瑣語』からの引用は上巻所収の「富島利真号安齋、」の冒頭部分（第七葉表）。懷德堂文庫に現存する天因旧蔵の『瑣語』（『質疑篇』と合刻された、明和四年現刻本を天保三年に再刊したもの。「天因書室」の印記が有るが「碩園記念文庫」の印記はない）には、引用箇所の上欄に、藍筆による「〇〇」の印と朱点とが記されている。

4：「一書」について、中井竹山による蘭洲の墓碑銘「蘭洲五井先生之墓」には、蘭洲の帰坂について「正徳二年帰養于大坂」とある。このため「一書」とはこの墓碑銘を指すと考えられる。「蘭洲五井先生之墓」は、前掲大阪府立中之島図書館朝日新聞文庫所蔵の『浪華名家碑文集』に収められている。

5：「方兄則」の三字は朱筆で記されているが、「則」字は「咏懷詩」にはない。

《一四》

講学／

蘭洲自幼流離艱難如此〔注一〕而〔補一〕不廢學問遺稿云〔補二〕予稟賦壯實資性淡泊頼自幼從事于學手不積卷講論無厭云々蘭洲遺稿又云〔補三〕享保初年韓使來聘對馬侯導之其祀室兩伯陽陽執事俱滯於大阪〔補四〕余友西春芳今西正立医持軒門人迎伯陽宴〔注二〕余得始見伯陽伯陽時年五十左右在上席余時年十八坐席隅云々〔注三〕凡韓使來三都文人騷客如旅館相次「唱」酬例也正徳年間大阪唱酬者有体貌酸楚文章潦草可笑者伯陽以為國恥告之公不許濫唱酬其容貌沙汰厥文字乃許有江若水者与伯陽〔補五〕善為余媒伯陽曰五井生儒家子請許之伯陽曰若其英才東自請之然吾未見其著述如何余頗憤恨修啓以示是文中有言衣裳楚々文字碌々者監吏不可伯陽怫然曰是特官令非吾所敢余曰不見聘使亦可要彼非華人韓人耳大忤伯陽旨乃以余為灌夫使酒之倫〔補六〕其後不復相見余仕陸藩東西執掌〔經〕三十年始修書伯陽遺稿鷄肋篇並取〔補六〕叙契闊之情伯陽歲超九十且疾乃復書倦々有梯袍故人之意毫無帶芥〔補七〕案係享保四年事蘭洲年已二十三其謂時年十八者臆記之誤然踰弱冠既能昂然於先生長者之前見其學問文章之長進持軒歿時蘭洲年二十〔補八〕五其夙受家學卓然自立可知矣／

遺稿又云〔補八〕余少時嘗聞宅子講經。未嘗援陸攻朱。三宅石菴与持軒友善。蘭洲亦嘗從之游。蓋受益不尠。而石菴門下得一益友中井整菴其人也。／

中井整菴〔補九〕。名誠之字叔貴称忠藏。其先歷任前田黑田二公父祖皆仕龍野脇坂侯

〔注四〕。整菴年十四從父自播州龍野徙居于大阪。後為大洲加藤侯邸留守岸田源進養子。源進見黜。源之妻与弟謀奪家。整菴遂復本姓。弱冠始与其弟常菴名文之字季礼。同受業於石菴〔補十〕。在正徳元年。石菴時年四十七蘭洲時年十五。其自信州飯山歸。為十七八之時。石菴与持軒友善。整菴与蘭洲結交。蓋在少年日。整菴亦堅苦刻苦与蘭洲相似。二人並成徳達材。遂為懷德書院之盛。可謂奇遇矣。／

蘭洲時或聞石菴講經。而其學風頗異。非執贄於其〔補七〕門。則蘭洲之學。受之於家。未聞另有師承。東涯所謂世其學者〔補八〕。家學之素。能成此大家。持軒於是乎亦非小家數也矣。／

注

一：碑文云〔補十二〕先生夙齡見頭角
二：与雨森伯陽書云〔補十三〕享保四年僕得拜先生於今西春芳宅
三：□（談）及江都士林是乃伯陽話也話畢予卒爾曰昨夜雷震薦福碑自古才子不偶多如伯陽正衿曰秀才知故事蓋警予也余赧顏退坐席隅下有此語〔補十四〕
四：□（祖）昌倫為医。始遊大阪。□（後）□（仕）脇坂侯。（称養□（仙））父昌重称玄端又為医。致仕挈家遊大阪医術大□（振）〔補十五〕

【書き下し文】

講学

蘭洲の幼きより流離艱難すること此の如くなるも、学問を廢せず。『遺稿』云ふ、「予稟賦壯実、資性淡泊、頼ひに幼より事に従ひて、手に卷を積せず、講論厭く無し」云々と。『蘭洲遺稿』又た云ふ、「享保初年、韓使來聘し、對馬侯之を其の祀室に導く。兩伯陽執事たりて、俱に大阪に滯まる。余の友西春芳今西正立なり。医にして持軒の門人たり。伯陽を迎へて宴す。余始めて伯陽を見るを得。伯陽時に年五十左右、上席に在り。余時に年十八、席隅に坐す」云々と。「凡そ韓使の三都に來るに、文人騷客、旅館に如きて相ひ次いで唱酬するの例あり。正徳年間に大阪に唱酬する者に、体貌酸楚、文章潦草にして笑ふべき者有り。伯陽以て國恥と為し、之を公に告げて濫りに唱するを許さず、酬するに其の容貌を扱ひ、厥の文字を沙汰して、乃ち許す。江若水なる者有り。伯陽と善し。余の為に伯陽に媒して曰はく、『五井生は、儒家の子なり。請ふ、之を許せ』と。伯陽曰はく、『若し其れ英才なれば、東、自ら之を請はん。然れども吾未だ其の著述を見ざれば、如何』と。余頗る憤りて退き、啓を脩めて以て示す。是の文中に『衣裳楚々、文字碌々なる者、監吏可とせず』と言ふ有り。伯陽怫然として曰はく、『是れ特だ官令なるのみ。吾の敢へてする所に非ず』と。余曰はく、『聘使を見ざるも亦た可なり。要するに彼は華人に非ずして、韓人なるのみ』と。大いに伯陽の旨に忤ふ。乃ち余を以て灌夫の酒を使ふの倫と為す。其の後復た相ひ見ず。余陸藩に仕

へて、東西に執筆す。三十年を経て、始めて書を伯陽に修めて、『遺稿』・『鶏肋篇』並びに契闊の情を叙ぶ。伯陽歳九十を超え、且つ疾むも、乃ち復書するに倦々たり。梯袍故人の意有りて、毫も帯芥無し」と。案ずるに享保四年の事に係るは、蘭洲年已に二十三なり。其の「時に年十八」と謂ふは、臆記の誤りなり。然れども弱冠を踰ゆるに既に能く先生長者の前に昂然たりて、其の学問文章の長進するを見す。持軒歿する時、蘭洲年二十五、其の夙に家学を受けて卓然として自立すること知るべし。

『遺稿』又た云ふ、「余少き時、嘗て宅子の経を講ずるを聞くに、未だ嘗て陸を援けて朱を攻めず」と。三宅石菴と持軒と友善たり。蘭洲も亦た嘗て之に従ひて遊ぶ。蓋し益を受くること尠からず。而して石菴門下に一益友を得。中井整菴其の人なり。

中井整菴、名は誠之、字は叔貴、忠藏と称す。其の先、前田・黒田二公に歴任す。父祖皆龍野脇坂侯に仕ふ。整菴年十四にして父に従ひて播州龍野より居を大阪に徙す。後に大洲加藤侯侯邸留守・岸田源進の養子と爲る。源進黜けらるるに、源の妻 弟と謀りて家を奪ふ。整菴遂に本姓に復す。弱冠にして始めて其の弟常菴名は文之、字は季礼。と同一業を石菴より受くること、正徳元年に在り。石菴時に年四十七、蘭洲時に年十五、其の信州飯山より帰るは、十七・八の時爲らん。石菴と持軒と友善たり。整菴 蘭洲と交わりを結ぶこと、蓋し少年の日に在り。整菴も亦た堅苦刻苦すること蘭洲と相ひ似る。二人並びて徳を成し材を達し、遂に懷徳書院の盛を爲すは、奇遇と謂ふべし。

蘭洲時に或いは石菴の経を講ずるを聞くも、其の学風頗る異なり、贅を其の門に執るに非ず。則ち蘭洲の学、之を家に受けて、未だ別に師承有るを聞かず。東涯の所謂其の学を世よにする者なり。家学の素ありて、能く此の大家を成す。持軒是に於てか亦た小家の数に非ざるなり。

注

一：碑文に云ふ、「先生夙齡にして頭角を見ず」と。

二：「雨森伯陽に与ふ」の書に云ふ、「享保四年僕先生を今西春芳の宅に拝するを得」と。

三：談、江都の士林に及ぶ。是れ乃ち伯陽の話なり。話畢り、余卒爾として曰はく、「昨夜雷震はす薦福碑、古へより才子多と偶せざること、此くの如し」と。伯陽吟を正して曰はく、「英才故事を知る」と。蓋し余を警むるなり。余 赧顔して退く。「席隅に坐す」の下に此の語有り。

四：祖、昌倫、医為り。始め大阪に遊ぶ。後脇坂侯に仕ふ。(養仙と称す)父昌重、玄端と称す。又た医為り。致仕し家を挈へて大阪に遊ぶ。医術大いに振ふ。

補注

1：「而」字に続く本文の八字は、墨線の上書きにより削除されており、その右に「弱

冠」と書き添えられているが、「而」字の右横に、「弱冠」の語を覆い隠す形で「不廢学問遺稿云々無厭云々」と記された紙片が貼付され、加えて「而」字から紙片上の「不廢」の「不」字へ、また紙面の末尾の「云々」から野紙上の「蘭洲遺稿又云」の「蘭」字へ結ぶ墨線が記されている。この貼付された紙片の文字列と墨線とに従うならば、「弱冠」の語には特に削除を指示する書き込み等は加えられていないもの、削除されたものと考えられる。

2：『遺稿』は、『蘭洲遺稿』巻乾所収の文「予稟賦壯実資質澹泊」(予 稟賦壯実、資質澹泊にして)の一節(第九十二葉裏)。

3：『蘭洲遺稿』は、巻坤所収の文「享保初年韓使來聘」(享保初年、韓使來聘す。一)の一節(第五一葉裏)。

4：『蘭洲遺稿』巻坤は、「大阪」を「大坂」に作る。

5：「灌夫使酒」(灌夫酒を使ふ)は、前漢の灌夫が酒に酔って気ままに振るまったことを指す。『史記』魏其武安侯列伝参照。

6：「三十年」については、『蘭洲遺稿』は「経三十年」に作る。また、「遺稿鶏肋篇並収」は、蘭洲が雨森伯陽に送った手紙「与雨森伯陽」が、『蘭洲遺稿』巻坤(第二十九葉裏)と『鶏肋篇』巻七(第十四葉裏)とに重複して所収されていることを指す。

7：「梯袍」は、「綈袍」(厚い綿入れ)のこと。『史記』范雎蔡沢列伝の「以綈袍戀戀、有故人之意、故釋公。」(綈袍戀戀たりて、故人の意有るを以てが、故に公を積す)による。「帯芥」は小さなとげ。

8：『遺稿』は、『蘭洲遺稿』巻乾所収の文「朱陸異同自古学者聚訴不已」(朱陸の異同、古へより学者聚訴して已まず。一)中の一節(第四十九葉表)。

9：この記述のある野紙の上部に、朱筆で「□(整)菴」と記された附箋が貼付されている。また、以下の中井整菴に関する記述及び注四について、天囚はこれらの出典を示していないが、記述の内容から見て、基本的には竹山の「先君子貽範先生行状」(『奠陰集』所収。また中井木菟麻呂編『懷徳堂纂録』所収)に基づくと考えられる。但し、天囚が『奠陰集』の自筆稿本を見したのは、木菟麻呂との二度目の面談を行った明治四十三年(一九一〇年)二月二十八日のことで、大阪朝日新聞における連載「懷徳堂研究其一」(最終回で「懷徳堂考上巻」に改題)の終了後である。

また『懷徳堂纂録』は、天囚の旧蔵書である碩園記念文庫小天地閣叢書所収の『懷徳堂記録』には含まれていない。天囚が『奠陰集』の写本を見ていた可能性が考えられるものの、詳細は不明である。『懷徳堂纂録』・『懷徳堂記録』については、拙稿『懷徳堂纂録』とその成立過程(『中国研究集刊』第五十八号、二〇一四年)、「西村天囚の五井蘭洲研究と懷徳堂記録」(『懷徳堂研究』第七号、二〇一六年)参照。

10：天囚は『懷徳堂考』上巻において、「整菴の始て石菴に師事せしは、十四父に従つ

て來阪せし時に在るなるべし」としている。天因のこの記述は、竹山が整菴について述べた文に、江戸では室鳩巢・三輪執斎に会い、また石菴との縁故で三宅觀瀾には特に世話になったとあるが、觀瀾は享保三年に没しているので、整菴が觀瀾に世話になったのは、整菴が「侯（＝大洲の加藤氏）に扈して江戸に在りし時」であろうと天因が推測したことによる。天因がその根拠としたのは、「先君子貽範先生行状」において、整菴と交流のあった学者について「所執贄周旋海内名彦、（中略）在江都為万年先生弟觀瀾先生、鳩巢室先生。」（其の他に）贄を執り周旋する所の海内の名彦に、（中略）江都に在りては万年先生の弟・觀瀾先生、鳩巢室先生為り。」と述べられていることであろう。

11：「東涯所謂」は、伊藤東涯の「持軒五井君墓碑銘」（『紹述先生文集』所収）に「純禎世其学」（純禎其の学を世よにす）とあることを指す。

12：「碑文」は、前出の中井竹山による蘭洲の墓碑銘「蘭洲五井先生之墓」を指す。

13：「与雨森伯陽書」は、補注6前掲の『蘭洲遺稿』卷坤・鷄肋篇「卷四所収の「与雨森伯陽」を指す。

14：「此語」とは、補注3前掲の『蘭洲遺稿』卷坤所収の文の語を指す。その中の「薦福碑」は、饒州（今の江西省）の薦福寺にあったという歐陽脩の書の碑を指し、元曲「半夜雷轟薦福寺」にもなった話を踏まえる。なお、この注記は、野紙に貼付された紙片に記入されているのだが、天因がそうした形で書き加えているのは、天因の用いた『蘭洲遺稿』（大阪府立中之島図書館の所蔵する朝日新聞文庫のもの。ラベル2354/23）において、「江都士林」に続く「是乃」から「蓋警余也余」までが、第五十一葉と第五十二葉との綴じ目にあたっているためほとんど読めなかったため、別本を用いて補ったことによると考えられる。また、大阪府立中之島図書館に所蔵されている別の『蘭洲遺稿』乾坤二冊の写本（ラベル2354/4）の本文は、「予」を「余」、「如」を「如此」、「秀才」を「英才」に作る。このため、注三の書き下し文においてはその字句に従った。

15：補注9に述べたように、この注四の記述は、竹山の「先君子貽範先生行状」に基づくが、天因が「昌重」としている整菴の父の名（『懷徳堂研究其一』においても同じ）は、「先君子貽範先生行状」及び木菟麻呂の「整菴先生貽範家君行状」（『懷徳』第十九号、一九四一年）において「昌直」とある。

《一五》

父母之喪

蘭洲至孝。遺稿云「補1」備書以養父母。父嗜酒。未嘗一日空杯。其奉飲於貧苦中。豈非孝乎。父歿。行三年之喪。享保九年大阪大火。口沢兼手沢。焚蕩一無遺。補2」。

正此時也。時母氏六十餘。況又臥床疾尤急補3。蓋亦中風也。遺稿云補4。母病風痺。日々侍湯藥。扶持未嘗廢離。鄉閭失火。烈風焚蕩。負母逃。火尾而至。遂至郊外村。得母子全於難。所謂無輪可乘載。負以逃東達補5。謂此也。崎嶇千萬。慘不可追思。真所悲可傷補6。所謂東達平野也。遺稿云補7。禎母避火平野。而疾為終。遂歿于井筒屋佐平方（家譜）客舍補8。于今有餘悲之句補9。使人不補10。忍再讀。碑文云補10。一介不苟取。初丁憂。悉粥書劍以葬。乃備書自給。屋不蔽風日。恬如也。

後蘭洲自津輕歸阪。其老姉適水谷氏者客居。失長子。無所寄身。蘭洲乃退歸。僑居數年。亦疾風痺終。事見于遺稿補11。蘭洲病中祭亡兄文補12。惻々動人。蓋有至性。孝友篤至。碑文云補13。既長孝悌修於家。信義施於人。／

【書き下し文】

父母の喪

蘭洲至孝なり。『遺稿』に云ふ、「備書して以て父母を養ふ。父酒を嗜むに、未だ嘗て一日も杯を空しくせず」と。其の貧苦の中に奉飲すること、豈に孝に非ざらんや。父歿し、三年の喪を行ふ。享保九年大阪に大火あり。「口沢手沢を兼せて、焚蕩して一も遺る無し」とは、正に此の時なり。時に母氏六十餘。況又「床に臥して疾尤も急なり」と。蓋し亦た中風なり。『遺稿』に云ふ、「母風痺を病むに、日々湯藥を待して、扶持すること未だ嘗て廢離せず。郷閭に火を失し、烈風焚きて蕩尽す。母を負ひて逃る。火尾して至り、遂に郊外の村に至りて、母子難より全きを得」と。所謂「輪の乗載すべき無く、負ひて以て東達に逃る」とは、此れを謂ふなり。「崎嶇たり千万の状。慘にして追思すべからず」。真に悲しみて傷むべき所なり。所謂「東達」とは、平野なり。『遺稿』に云ふ、「禎の母火を平野に避けて、疾もて終りを為す」と。遂に井筒屋佐平方の客舎に歿す（『家譜』）。「今に于いて餘悲有り」の句、人をして再読に忍びざらしむ。碑文に云ふ、「一介も苟取せず。初めて憂に丁たるに、悉く書劍を粥して以て葬す。乃ち備書して自給す。屋風日を蔽はざるも、恬如たるなり」と。

後に蘭洲津輕より帰阪するに、其の老姉水谷氏に適ぎたる者なり客居す。長子を失ひ、身を寄する所無ければなり。蘭洲乃ち退歸して、僑居すること數年にして、亦た風痺を疾みて終る。事『遺稿』に見る。蘭洲病中に「亡兄を祭るの文」あり。惻々として人を動かす。蓋し至性有り。孝友に篤きこと至る。碑文に云ふ、「既に長ずるに、孝悌にして家を修め、信義にして人に施す」と。／

補注

1：「備書以養父母」は、『蘭洲遺稿』坤卷所収の「有一故人不相見數年一日來訪」の「一故人有り。相ひ見えざること數年にして、一日來訪す。」中の一節（第

六十六葉裏)。

2: 「口沢兼手沢。焚蕩一無遺」は、『蘭洲遺稿』乾卷所収の「詠懷詩」(第四十一葉裏)中の句。

3: 「臥床疾尤急」(床に臥して疾尤も急なり)は、前出「詠懷詩」中の句。

4: 補注1と同じ文の一節。『蘭洲遺稿』には「負」を「貧」に作るが、引用にあたり天囚が「負」に修正している。

5: 「所謂無輪可乘載。負以逃東達。」は、前出「詠懷詩」中の句。

6: 「崎嶇千万状。慘不可追思。」は、前出「詠懷詩」中の句。

7: 『蘭洲遺稿』坤卷所収の「維昔大阪災禎母避火平野而疾為終」(維れ昔、大阪災あり、禎の母 火を平野に避くるも疾みて終はりを為す。)中の一節(第五十八葉表)。

8: 「家譜」は、『懷德堂記録拾遺』所収の「蘭洲五井先生家譜」を指す。

9: 「于今有餘悲之句」は、前出「詠懷詩」中の句。

10: 「碑文」は、前出の竹山「蘭洲五井先生之墓」(『浪華名家碑文集』所収)を指す。

11: 補注1と同じ文の一節に「老姉寡居失長子無所寄身余乃迎婦僑居数年亦疾風痺終」(老姉あり、寡居す。長子を失ひて身を寄する所無し。余乃ち迎えて婦る。僑居すること数年にして、亦た風痺を疾みて終る。)とある。

12: 「祭亡兄文」は、『蘭洲遺稿』坤卷所収の「祭文」(第六葉裏)を指す。

13: 「碑文」は、前出の竹山「蘭洲五井先生之墓」(『浪華名家碑文集』所収)を指す。

《一六》

積褐津輕 [補1] /

蘭洲服闋。會懷德書院成于官許。実享保十一年也。整菴請蘭洲講經 [補2]。 /

其翌十二年 [注1]。則蘭洲与其兄桐陰同游江戸 [注2] [補3]。遺稿又云 [補4] 服闋求仕東閩母兄亦繼至同居数年。 /

時徂徠以其翌十三年歿。朱学則室鳩巢。物門則服部南郭。巋然猶存。蘭洲与何人往来。從何人周旋。其事蹟不詳。鷄肋篇有与服子遷書 [補5]。称南郭曰足 [18裏] 下。勸

以選詩。其文意殆似与同輩書。南郭実護園遺老。而蘭洲少於南郭十四歳。南郭集有報五井生一書 [補6]。曰。数年前見臨旧居。可知蘭洲嘗訪此老。又云。尋聞心大藩之

旌招。可知此事在於應聘前。復書在蘭洲應聘後。曰。儼然名家。曰。有德之言。矢口為章。可謂推獎之至矣。又曰。来示所謂道德文章。彬々乎備矣。云々。想蘭洲与服子

遷書中有此語 [補7]。又知現存書牘外。別有与南郭書。集中不存也。 /

其著文章回 [廻] 瀾 [補8]。在東游之日。非物起稿亦然。蓋在江戸目擊物理学之盛。發憤可知。与井狩雪溪書 [補9]。略見其来由。 /

蘭洲遺稿云 [補10]。余嘗在江都箕輪。彈正池田子。世守寄合。食三千石。有二子。延

子以為 [之] 師。蓋未応津輕 [19表] 之前。寓居箕輪 [注三]。以教授子弟歟。 /

碑文云 [補11]。十六年応津輕侯 [之] 辟 [補12]。元文四年謝病歸。(九年間也) /

鷄肋篇寿田子半序中云 [補13]。余之入関也。首被弘藩是 [之] 辟。嗣被洲藩是辟。乃謀諸故老。復及 [之] 著筮。弘藩是從。於是乎洲藩徵田君。川田半大夫為三輪執斎門人。大洲藩襄有中江藤樹。而執斎私淑藤樹。崇奉王学。在江戸建明倫堂於下谷。藩聘

川田子半時。獻学堂於藩。係享保十七年之事。後移之大洲。○初大洲藩之 [] (欲) 聘蘭洲。蓋執斎之所薦 [注四]。未知何人薦蘭洲於津輕。亦或執斎之薦歟。 /

碑文云 [補14]。嘗聞其在藩也。每進講 [注五]。獻替無所隱。執政或諷止。而言益割切。上下敬憚焉。津輕本蝦夷之壤。俗甚陋。及先生扈就国也。人始知文献之懿。教化

有兆 [19裏] 矣。既而不果所言。乃称病致事。有司識先生大器。意 [其] 不樂在藩国 [補15]。輒沮抑不為通。先生懇以婦老之心実無他。久而得遂。後雖再聘敦勸。不復起也 [注六]。人始知文献之懿。教化有兆二句。未必然。山田三川上 [] (野) 安中藩儒者隨筆

云 [補16]。五井藤九郎。在津輕講經。士人少來聽者。其文化未開可知云々 [補17]。津輕藩学稽古館。創設於寛政八年。実距蘭洲退去。為五十八年後之事。稽古館最初督学。曰山崎蘭州。称図書。壯時游歴関西。其伝載所歴訪諸名流之名。有井子祥 [補18]。

蘭洲遺稿有送山生婦弘前序 [注七] [補19]。即是山崎生也。 /

田子半寿序中云 [補20] [注八]。從弘侯再入朔土。祁寒堅冰。被苦蓋。冒雨露。動輒命 [以] 吏務。非性所宜。乃遂罹疾。 [20表] 累乞不肖之身。而今而後。吾得杖藜往来

閭里之間 [補21]。○遺稿亦云 [補22]。乃得徵俸。藩君不好文。諸士亦侮儒術。乃損俸歸○詠懷詩云 [補23]。十歳意不愜。委俸不少尼。亦可以知蘭洲之失意而歸也。 /

曰 [補24]。再入朔土。可知蘭洲常住江戸邸。其人津一回。囊橐無餘金。单身千里歸。生産復何事。句詭授小兒。僑居郷校畔。執經不覺疲 [補25]。 /

注

一: 扱碑文 [補26]

二: 懷德堂内事記云。十四年己酉五月。五井先生東行。十四年恐十二年誤写。 [補27]

三: 遺稿云母兄亦繼至同居数年 [補28]

四: 執斎与持軒友。故受父執之薦。亦似不可容疑。故後年蘭洲罵執斎。比之仁斎石菴。未矢甚耳 [補29]。

五: 鷄肋篇有兵論三篇 [補30] 享保十七年所作又有改過從諫論 [補31] 二篇並為津輕侯作者歟

六: 山田三川隨筆云 [補32]。五井藤九郎初め津輕へ二百石にて抱らる講釈きく者一人もなし道行はるべからすとて暇を取れり其比四角の文字よむものハ幻術つかひと云へり

七：山生有治三礼之心。蘭洲謂。礼有古今之□(宜?)。乃勸以天叙天秩〔補33〕。
八：文中云。弘前山生学上国。遂寓大阪。嘗訪予草廬。

【書き下し文】

褐を津輕に釈く

蘭洲 服闋するに、会懷徳書院官許に成る。実に享保十一年なり。嵯菴蘭洲に経を講ずることを請ふ。

其の翌十二年、則ち蘭洲と其の兄桐陰と同居すること数年なり。『遺稿』又云ふ、「服闋して仕を東関に求む。母兄も亦た繼ぎて至り、同居すること数年なり」と。

時に徂徠其の翌十三年を以て歿す。朱学は則ち室鳩巢、物門は則ち服部南郭、巋然として猶ほ存す。蘭洲何人と往来し、何人より周旋するか、其の事蹟詳らかならず。『鶏肋篇』に「服子遷に与ふ」の書有り。南郭を称して足下と曰ひて、勸むるに詩を選するを以てす。其の文意殆ど同輩に与ふる書に似る。南郭実に護園の遺老にして、蘭洲南郭より少きこと十四歳なり。南郭集に「五井生に報ず」の一書有り。曰はく、「数年前、旧居に臨まる」と。蘭洲嘗て此の老を訪ふを知るべし。又云ふ、「尋いで大藩の旌招するに応ずるを聞く」と。此の事応聘の前に在りて、復書は蘭洲応聘の後に在るを知るべし。曰はく、「儼然たる名家」と。曰はく、「有徳の言、口に矢して章を為す」と。推奨の至りと謂ふべし。又曰はく、「来示の所謂道徳文章、彬々乎として備はる」云々と。想ふに蘭洲の「服子遷に与ふ」の書中に此の語有らん。又た現存の書牘の外に、別に南郭に与ふる書有るも、集中には存せざるを知るなり。其の『文章廻瀾』を著すは、東游の日に在り。『非物』の起稿も亦た然り。蓋し江戸に在りて物学の盛んなるを目撃して、發憤すること知るべし。「井狩雪溪に与ふ」の書に、略其の来由を見す。

『蘭洲遺稿』に云ふ、「余嘗て江都箕輪に在り。彈正池田子、世寄合を守り、三千石を食む。二子有り。予を延きて以て之が師と為す」と。蓋し未だ津の聘に應ぜざるの前に、箕輪に寓居して、以て子弟に教授するか。

碑文に云ふ、「十六年、津輕侯の辟に應ず。元文四年、病を謝して帰す」と。(九年間なり。)

『鶏肋篇』「寿田子半序」中に云ふ、「余の関に入るや、首め弘藩に辟を被り、嗣ぎて洲藩に是の辟を被る」、「乃ち諸を故老に謀り、復た之を著筮に及び、弘藩に是れ従ふ」、「是に於てか洲 田君を徵す」と。川田半太夫は三輪執斎の門人有り。大洲藩に曩に中江藤樹有りて、執斎藤樹に私淑し、王学を崇奉す。江戸に在りて明倫堂を下谷に建つ。藩の川田子半を聘するの時、学堂を藩に献ずるは、享保十七年の事に係る。後に之を大洲に移す。○初め大洲藩の蘭洲を聘せんと欲するは、蓋し執斎の薦むる所な

らん。未だ何人の蘭洲を津輕に薦むるかを知らず。亦た或いは執斎の薦か。

碑文に云ふ、「嘗て聞く、其の藩に在るや、進講する毎に献替 隠す所なく、政を執るに或いは諷止して、言 益ます剴切にして、上下敬憚す。津輕は本と蝦夷の壤にして、俗甚だ陋なるも、先生扈して国に就くに及ぶや、人始めて文献の懿を知りて、教化兆有り。既にして言ふ所を果たさず、乃ち病と称して事を致さんとす。有司 先生の大器なるを知り、其の藩国に在るを樂しまずと意ひて、輒ち沮抑して為に通ぜず。先生懇するに帰老の心 実に他なきを以てし、久しくして遂ぐるを得。後に再び聘して敦く勸むると雖も、復た起たざるなり」と。「人始めて文献の懿を知りて、教化兆有り」の二句、未だ必ずしも然らず。山田三川上野安中藩の儒者なり。の隨筆に云ふ、「五井藤九郎、津輕に在りて経を講ず。士人の来聴する者少なし。其の文化未だ開かれざること知るべし」云々と。津輕の藩学稽古館、寛政八年に創設す。実に蘭洲の退去より距たること、五十八年の後の事有り。稽古館の最初の督学、山崎蘭州と曰ふ。凶書と称す。壮時関西に游歴す。其の伝に、歴訪する所の諸名流の名を載すに、「井子祥」有り。蘭洲遺稿に「山生の弘前に帰るを送るの序」有り。即ち是れ山崎生なり。

「田子半寿序」中に云ふ、「弘侯に従ひて再び朔土に入る。祁寒堅氷あり。苦蓋を被り、雨露を冒すに、動もすれば輒ち命ずるに吏務を以てす。性の宜しくする所に非ず。乃ち遂に疾に罹る。累りに不肖の身を乞ふ。而今而後、吾杖藜を得て閭里の間を往来す」と。○遺稿亦た云ふ、「乃ち徵俸を得るも、藩君文を好まず、諸士も亦た儒術を侮る。乃ち俸を捐てて帰る」と。○咏懷詩に云ふ、「十歳意に愜はず。俸を委て少しも尼ぜず」と。亦た以て蘭洲の失意にして帰るを知るべきなり。

曰はく、「再び朔土に入る」と。蘭洲常に江戸邸に住み、其の津に入ること二回なるを知るべし。「囊橐に餘金無く、单身千里帰る。生産復た何事あらん。句読もて小兒に授く。僑居郷校の畔、経を執りて疲るるを覚へず」と。

注

一：碑文に拠る。

二：『懷徳堂内事記』に云ふ、「十四年己酉五月、五井先生東行す」と。「十四年」、恐らくは「十二年」の誤写ならん。

三：遺稿云ふ、「母兄も亦た繼ぎて至り、同居すること数年なり」と。

四：執斎 持軒と友たり。故に父執の薦を受くるも、亦た疑を容るべからざるに似る。故に後年蘭洲の執斎を罵り、之を仁齋石菴に比するも、未だ矢かざるに似る。未だ矢かざること甚だしきのみ。

五：『鶏肋篇』に兵論三篇有り。享保十七年作る所なり。又た「改過從諫論」(過ちを改め諫めに従ふの論)の有り。二篇は並びに津輕侯の為に作る者ならんか。

- 六：山田三川の随筆に云ふ、「五井藤九郎、初め津輕へ二百石にて抱らる講積きく者一人もなし道行はるべからすとて暇を取れり其比四角の文字よむものハ幻術つかひと云へり」と。
- 七：山生に三礼を治めんとするの心有り。蘭洲謂はく、「礼に古今の宜有り。乃ち勸むるに天叙天秩を以す」と。
- 八：文中に云ふ、「弘前の山生、上国に学ぶ。遂に大阪に寓し、嘗て予の草廬を訪ふ」と。

補注

- 1：この節の見出し「釈褐津輕」の上には、一旦朱筆で「(後)」と書き込まれ、また見出しの下には「入□(于) 懷徳堂壁書□(之) 次」(「懷徳堂壁書」の次に入る)と書き込まれているが、後に両者とも墨線で見せ消ちにされている。天囚は、一旦この節の位置を移動することにしたが、後にその移動を取り止めたことが窺える。なお、『懷徳堂考』上巻には「釈褐津輕」との節はない。但し、「釈褐津輕」の内容は、概ね「蘭洲の西歸」に含まれており、また「蘭洲の西歸」は、「懷徳堂壁書」の節に続く形ではない。
- 2：この箇所は、天囚は朱筆で太く「」を書き入れている。留白は無いが、ここで改行すべきとの指示と考えられることから、釈文においては改行した。
- 3：墨筆の本文は、もともと「其翌十二年。則蘭洲与其兄桐陰同游江戸」の後で改行され、次の行の冒頭から「時徂徠以其翌十三年歿。」以下が記されているが、後に朱筆の割り注(遺稿又云服闋求仕東閩母兄亦繼至同居数年)が附され、またその割り注の直前の「同游江戸」と、割り注の後の本文「時徂徠」を結ぶ朱筆が記されて、改行を取り消す指示が加えられている。しかし、その後、やはり朱筆にて、朱筆の線を取り消す指示が加えられている。加えて、割り注の直前の本文「其翌十二年同游江戸」の部分に朱筆の線が上書きされて見せ消ちとし、削除する指示が加えられているが、後に見せ消ちにされている部分の右横に「イキル」と朱筆で記されており、削除が取り消されている。これらは、天囚が本文に対して何度も修正を重ねたことを示している。
- 4：『遺稿』は、『蘭洲遺稿』坤卷所収の文「有一故人不相見数年一日來訪」(一故人有り。相ひ見えざること数年、一日來訪す。〽)の一節(第六十六葉裏)。
- 5：『与服子遷書』は、『鵝肋篇』卷二所収の「与服子遷」(服子遷に与ふ。第六十一葉裏)を指す。
- 6：『報五井生』の書は、『南郭集』第二篇所収。
- 7：「此語」とは、服部南郭が「來示所謂道德文章。彬々乎備矣」(來示の所謂道德文章、彬々乎として備はる)と述べているところの、蘭洲からの手紙の「道德文章。彬々乎備」との表現を指す。

- 8：『文章廻瀾』とあるが、正しくは『文章廻瀾』(一卷)。
- 9：『与井狩雪溪』の書は、『鵝肋篇』卷三収録(第二十八葉表)。
- 10：『蘭洲遺稿』は、卷乾所収の「義子論」の一節(第二十四葉表)。なお、『蘭洲遺稿』は「延予以為之師」(予を延きて以て之が師と為す)に作る。
- 11：「碑文」は、前出「蘭洲五井先生之墓」を指す。
- 12：『蘭洲五井先生之墓』は「応津輕侯辟」に作る。
- 13：『寿田子半序』は、『鵝肋篇』卷三所収「寿田子半六十序」の一節を指す(第十八葉表)。「鵝肋篇」は「維余之入閩也、首被弘藩之辟、嗣被洲藩是辟、一身二辟、余也惑、乃謀諸故老、復及之著筮、弘藩維從、便委質焉、於是乎洲辟田君」(維れ余の閩に入るや、首め弘藩の辟を被り、嗣ぎて洲藩の是の辟を被る。一身二辟、余や惑ふ。乃ち諸を故老に謀り、復た之を著筮に及ぶ。弘藩維れ從ふ、便ち委質す。是に於てか洲 田君を辟す。)に作る。
- 14：「碑文」は、前出「蘭洲五井先生之墓」を指す。
- 15：『蘭洲五井先生之墓』には、「意其不樂於藩国」とある。天囚は『懷徳堂考之一』の本文として、「意不樂於藩国」と記した後、「其」字の上に墨筆にて圈点を記し、またその右に墨筆にて「於」字を書き添え、「其」字を「於」字に修正している。その後、書き添えられた「於」字の上に朱筆にて圈点を記し、またその下に朱筆にて「在」字を書き添え、「藩国」の前に挿入する朱筆の線を書き加えている。
- 16：大阪朝日新聞の連載「懷徳堂研究其一」・『懷徳堂考』上巻の「蘭洲の西歸」の節には、「安中の山田三川隨筆に、『五井藤九郎初め津輕へ二百石にて抱へらる、講釋聞く者一人もなし、道行はるべからすとて暇を取れり、其の比四角の文字よむものは、幻術つかひと云へり」と見ゆ」とあり、天囚は山田三川の隨筆を引用している。注六参照。懷徳堂文庫・碩園記念文庫・小天地閣叢書の資料の一つである『小天地閣雜抄』資料名は題簽に記された外題による。本資料の本文第一葉表には内題にあたる語は記されていないが、小口に「天囚雜抄」と記されている。また、表紙右上に「天囚雜抄」と記された小紙片が貼付されている)の中には、「五井藤九郎初め津輕へ二百石にて抱らる講積きくもの一人もなし道行はる可らすとて暇を取れり其比四角の文字よむものは幻術つかひと云へり」との記述が認められる。同資料の題簽の外題「小天地閣雜抄」の下には、「山田三川隨筆(大阪大学附屬図書館のOPACの注記に「山田齋隨筆」とあるが、「山田三川隨筆」の誤り) / 淇園詩文稿 / 孔雀樓筆記」と記されているが、「妖術つかひ」云々の記述は、三者内の「山田三川隨筆」に該当する部分に含まれており、天囚が三川の「隨筆」から抄出したものと推

測される。『懷徳堂考之一』と『小天地閣雑抄』との先後関係は不明。なお、山田三川の遺著を翻刻した『三川雑記』（山田三川著・富村登校訂、吉川弘文館、一九七二年）の後記（富村太郎）によれば、三川の遺著を保管していたのは、三川の外孫にあたる弓削田精一（号は秋江）である。東京朝日新聞社に勤めた弓削田の妻は、天因の養女・あつ子（平山家から西村家に入籍。富村登「常総の名人奇人」〔常総文化史研究会、一九六〇年〕所収「山田三川伝」の系図では、弓削田の妻の名は「あい」とされ、『三川雑記』の後記でも「西村家の養女となった天因の妹あい」と述べられているが、「あつ子」が正しいと考えられる）であり、弓削田は天因の娘婿にあたる。湯浅邦弘「世界は縮まれり 西村天因『欧米遊覧記』を読む」（KADOKAWA、二〇二二年）によれば、弓削田は天因の五歳年下であったことから、朝日新聞社内でも弓削田は「天因の義弟」と呼ばれていた。こうした二人の親密な関係を踏まえるならば、弓削田がその所蔵するところの三川の遺著類を天因に提供し、天因はその中から興味を持った記述を『小天地閣雑抄』や『懷徳堂考之一』に抄出した可能性が高いと考えられる。興味深いことに、『三川雑記』には、五井蘭洲が津輕藩に仕えた頃に津輕で「四角の文字よむものは、幻術つかひと云」われていたといった記述が認められない。もともと、三川の著述と考えられているところの、明治二十五年（一八九二年）十一月一日から同三十一年（一八九八年）五月二十九日まで『東京日日新聞』に断続的に掲載された「想古録」の中には、概ね同じ内容の記述がある。すなわち、「想古録」を復刻した『想古録1 近世人物逸話集』（平凡社、一九九八年）には、「四七九 經典の講義は犬の耳に風なり」として、「五井藤九郎、初め津輕へ二百石にて抱へられしに、講義を聞きに出るもの一人も無かりしかば、逆も道の行はるる見留めなしとて暇を取りたり、其頃は風俗固陋にして文物開けず、四角の文字を読むものは魔法使ひの如く思ひければ、聖經賢伝などを講ずるも犬の耳に風なりしなり（松井文三郎）」との記述がある。この「想古録」の記述は、天因の引用と一部表現が異なるものの、内容は概ね重複しており、こうした記述が三川の著述の中に存在していたことは確実と見てよからう。その記述が『三川雑記』に認められない理由は、おそらく三川の遺著類が散逸したことによる。すなわち、『三川雑記』の後記によれば、三川の遺著類の表紙には、弓削田によって記されたと考えられる通し番号が三十二まで附されているが、『三川雑記』への翻刻が行われた時点で、三川の遺著類は十五冊しか現存していなかった。弓削田が所蔵し、天因に提供された時には存在していた、「幻術つかひ」或いは「妖術つかひ」といった記述を含む部分がその後散逸してしまったために、『三川雑記』には翻刻されていないのであろう。なお、三川の遺著類の所在等については不明。補注17：この部分は、天因が三川の文章（和文）を漢訳して記したと考えられる。補注16

参照。

- 18：「伝」は、山崎蘭洲の遺文集である『蘭洲先生遺稿』巻五下の後に収められている「蘭洲先生行状」（著者は葛西清俊）を指す。「子祥」は五井蘭洲の字。
- 19：「送山生帰弘前序」は、『蘭洲遺稿』卷坤所収（第四十一葉表）。
- 20：「田子半寿序」は、『鷄肋篇』卷三所収の「寿田子半六十序」を指す（第十八葉表）。補注13参照。
- 21：『鷄肋篇』所収の「田子半寿序」は、「吾得杖屨往來閭里之間」に作るが、天因は「杖屨」（老人の持つ杖とくつ。目上の人の持ち物）では意味が通じないと見なして、「杖藜」（藜を杖つく）と修正したと考えられる。『懷徳堂考』上巻では、「閭里之間に杖藜往來するを得たりと云へり」とある。
- 22：『遺稿』は、『蘭洲遺稿』卷坤所収の「有一故人」の文の一節を指す（第六十六葉裏）。なお、『蘭洲遺稿』は「諸子」を「諸臣」に作る。また、『蘭洲遺稿』は「乃損棒」に作るが、天因は「損」字は「捐」字の誤字と見なして修正したと考えられる。
- 23：「咏懐詩」は、前出の『蘭洲遺稿』乾卷所収の「詠懐詩」を指す（第四十一葉裏）。
- 24：「再入朔土」（再び朔土に入る）は、前出『鷄肋篇』卷三「寿田子半六十序」の語。「朔土」は、北方の地の意。
- 25：『囊無餘金。单身千里帰。生産復何事。句読授小兒。僑居郷校畔。執經不覺疲。』は、前出「詠懐詩」の語。
- 26：「碑文」は、前出「蘭洲五井先生之墓」の中に「十二年游江都」とあるのを指す。
- 27：『懷徳堂内事記』からの引用が頭注として朱書され、しかもその記述には「誤写」があると指摘していることから明らかなように、天因は『懷徳堂考之一』を執筆するにあたり、大田源之助（号は蘆隱）の提供した『懷徳堂記録』（四冊）所収の「懷徳堂内事記」（現在は懷徳堂文庫碩園記念文庫小天地閣叢書所収）を活用している。拙稿「西村天因の五井蘭洲研究と『懷徳堂記録』」（『懷徳堂研究』第七号、二〇一六年）参照。大阪人文会第二次例会における天因の講演の速記録によれば、講演で天因は『懷徳堂内事記』には触れていないが、『懷徳堂考』上巻では、「懷徳堂の学風」節で「日講之書」等について、また「蘭洲の西歸」節で蘭洲が懷徳堂内の右塾に転居したことにについて、それぞれ『懷徳堂内事記』に言及している。
- 28：補注4参照。前葉九行目に割れ注として記した『蘭洲遺稿』中の文を、天因はここに重ねて記している。天因は、重ねて推敲を加える中で、誤って重複して記したのであろう。
- 29：「後年蘭洲罵執斎」（後年蘭洲 執斎を罵る）については、天因が何に基づくかは未詳。『蘭洲遺稿』卷乾所収の「為陸王学者廢問学棄事物。其弊也禪莊。為仁齋学者」（陸王学を為す者は、問学を廢して事物を棄つ。其の弊や禪莊。仁齋学を為す者は）の箇所（第三〇葉表）によるとの可能性が考えられるが、そうであったなら

ば、「比之仁齋石菴」(之を仁齋・石菴に比す)の「仁齋石菴」は、「仁齋徂徠」の誤りか。

30: 『鶏肋篇』卷一の「兵論上享保壬子」(第二十一葉表)・「兵論中」(第二十三葉表)・「兵論下」(第二十五葉表)を指す。「享保壬子」は、享保十七年。

31: 『鶏肋篇』卷一の「改過從諫論」(第二十七葉表)を指す。

32: 補注16参照。

33: 「礼有古今」は、「送山生帰弘前序」の末尾の部分を天囚が要約したものとと思われる。

《一七》

(前) 三宅石庵入于持軒伝之後蘭洲伝之前 [補1] / 与持軒同時下帷授徒者。三宅石庵也。 /

三宅石庵 [補2]。名正名。字実甫父 [補3]。号石菴。又万年。祖道安 [補4]。称甚左衛門。父道悦。称六兵衛。母田中氏。寛文五年正月十九日。生于平安三条坊 [注一]。兄弟六人 [注二]。而其最聞者。曰緝明。称九十郎。号観瀾。乃石菴弟也 [補5]。石菴為人。沈静儉簡。 [20裏] 謙和容人。甫幼。英敏勇決。大異群童。稍長。家産敗亡。償宿債外。餘金十兩。石菴指示観瀾曰。此足以成学。乃僦小店。並案讀書。堅苦刻厲。学成焉。金尽 (竭) 焉。遂東入 [関] 求仕。一旦有不屑就志。振袖帰京。石菴時年三十三歳 [補6]。元禄十年 /

会讚岐金比羅木村某。太(大)田(蘆?) 隠注云 [補7]。木村半十郎号寸木。万年門人。礼迎。往居四年。邑中承化。略成淳風。後還住浪華。三十餘年。弟子大進。万年三十三歳。在元禄十年。在讚四年。則年三十六七也。自讚直來。則石菴之 [21表] 始住浪華。在元禄三十四年之交。而持軒六十。或六十一。斃菴九歳。又十歳。蘭洲僅四五年之時也。蘭洲則云。石菴以正徳末来浪華 [補8]。是似未得実。碑文云 [補9]。住浪華三十餘年。自石菴歿年享保十七年逆算。則三十餘年之前。在元禄三十四年。故予従碑文 [補10]。 /

注

- 一: 石菴少於持軒二十五
- 二: 石菴有兄。曰伊。能師也。
- 三: 学問所(建) 立記録云三宅石庵老先生尼崎町二丁目御靈筋御住居之時亡父忠蔵始致入門候由 [補11]

【書き下し文】

(前) 三宅石庵持軒伝の後、蘭洲伝の前に入れん

持軒と時を同じくして帷を下して徒に授くる者は、三宅石庵なり。

三宅石庵、名は正名、字は実甫父、号は石菴、又た万年なり。祖は道安、甚左衛門と称す。父は道悦、六兵衛と称す。母は田中氏。寛文五年正月十九日、平安三条坊に生まる。兄弟六人ありて、其の最も聞ゆる者は、緝明と曰ひ、九十郎と称す。号は観瀾、乃ち石菴の弟なり。石菴の「人と為り、沈静儉簡にして、謙和にして人を容る。甫幼より英敏にして勇決、大いに群童に異なる。稍長じて、家産敗亡し、宿債を償ふの外に、餘金十兩あり。石菴 観瀾に指示して曰はく、『此れ以て学を成すに足らん』と。乃ち小店を僦りて、案を並べて書を読み、堅苦刻厲す。学成りて、金竭く。遂に東して関に入りて仕を求む。一旦志に就くに屑しとせざる有りて、袖を振りて京に帰る。石菴時に年三十三歳。元禄十年なり。

讚岐金比羅木村某に会す。太田蘆隠注して云ふ、「木村半十郎、号は寸木、万年の門人なり。」と。「礼もて迎へ、往きて居すること四年なり。邑中 化を承けて略ぼ淳風を成す。後に還りて浪華に住むこと三十餘年なり。弟子大いに進む」と。万年三十三にして京に帰ること、元禄十年に在り。讚に在ること四年なれば、則ち年三十六・七なり。讚より直来すれば、則ち石菴の始めて浪華に住むは、元禄十三・四年の交に在りて、持軒六十、或いは六十一、斃菴九歳、又た十歳、蘭洲僅に四五年の時なり。蘭洲則ち云ふ、「石菴 正徳の末を以て浪華に来る」と。是れ未だ実を得ざるに似る。碑文に云ふ、「浪華に住むこと三十餘年」と。石菴の歿年享保十七年なるより逆算すれば、則ち三十餘年の前は、元禄十三・四年に在り。故に予 碑文に従ふ。

注

- 一: 石菴 持軒より少きこと二十五なり。
- 二: 石菴に兄有り。伊と曰ふ。能師なり。
- 三: 学問所建立記録に云ふ、「三宅石庵老先生、尼崎町二丁目御靈筋に御住居の時、亡父忠蔵始めて入門致し候ふ由」と。

補注

1: 「入于持軒伝之後蘭洲伝之前」(持軒伝の後、蘭洲伝の前に入れん) は、節の排列を変更し、持軒に関する節の後に石菴に関する節が位置するようにとの指示で、朱筆にて加筆されている。大阪朝日新聞に連載された「懷徳堂研究其一」においては、明治四十三年二月九日の第三回が「持軒の学」「持軒の風貌性行」・持軒臨終と妻子」の節、十日の第四回が「三宅石菴の来歴」・「石菴と持軒」の節、十二日の第五回(十一日は紀元節で休載)が「五井蘭洲の生立」・「中井斃菴の来阪」の節である。持軒についての記述と蘭洲についての記述との間に、石菴に関する記述が位置

していることからすると、この指示に従う形で節が排列されたと見てよいと考えられる。

2：以下の石庵に関する記述について、天囚は出典を示していないが、概ね「万年三宅先生墓誌」（『浪華名家碑銘集』所収）に基づき、他の資料も利用したと考えられる。補注5・6参照。

3：石庵の字は「実甫」、或いは「実父」であるということ。「万年三宅先生墓誌」及び『懷徳堂考』上巻では「実父」とされている。

4：石庵の祖の名は、「万年三宅先生墓誌」では「道雲」、『懷徳堂考』上巻では「道安」とされている。

5：『懷徳堂考』上巻において天囚は、『耆旧得聞』に基づいて石庵の弟である観瀾（名は緝明、通称は九十郎）・佩章（名は維祺、通称は総十郎）について、特に綱斎と石庵・観瀾との関係について詳しく述べているが、『懷徳堂考之一』においては、観瀾については「万年三宅先生墓誌」に述べられていること以外には情報がなく、佩章の名も出てこない。また、石庵の名について、天囚は『懷徳堂考』上巻で「初め新次郎と云へり」と述べており、これも『耆旧得聞』に「初名新次郎」とあるのに基づくと考えられるが、『懷徳堂考之一』においては「新次郎」に触れられていない。こうしたことから、『懷徳堂考之一』執筆の時点で天囚は、『耆旧得聞』に記されている観瀾らに関する情報を知らなかったと考えられる。もっとも天囚は、『耆旧得聞』の記述をすべて信用した訳ではなく、『懷徳堂考』上巻においては「耆旧得聞の著者は、石庵の事を間違へて観瀾の事と為し、ならん、観瀾水戸を去て幕府に仕へしより、水戸人は悪ざまに言ふかとも思はる、により、此に記して後考を待つ」とも述べている。

6：「為人沈静陰簡、時三十三歳」は、基本的に「万年三宅先生墓誌」からの引用であり、天囚自身、『懷徳堂考之一』に一旦は「以上拠碑文」と墨筆で注記している（後に天囚はこの注記を削除している）。もっとも、天囚は「墓誌」において「先生」とあるところを「石菴」に改めている。また「金竭焉」・「東入関」とあるところを「金尽焉」・「東関」としており、これらは天囚の誤字・脱字と考えられる。なお、『懷徳堂考』上巻において天囚は、「或は云く、石庵幼より学を好みて群童に異り、乃ち観瀾と相携へて江戸に來れりと（先哲叢語）」と述べているが、この部分の天囚の叙述はもとより「万年三宅先生墓誌」と重複するが、『先哲叢談』（著者は原念斎、文化十三年（一八一六年）刊）の「三宅石庵」の記述か、或いは『近世叢語』（著者は角田簡、文化十三年刊）巻三第六葉裏の「三宅石菴少年有大志」の本文と割り注の記述、もしくは両者に基づいていると見られる。少なくとも「先哲叢語」は誤りである。『懷徳堂考』上巻に「観瀾と相携へて江戸に來れりと」とある点について、『近世叢語』には「於是兄弟相携遊江都」とあり、『先哲叢談』には「兄

弟相携へて江戸に來り」とあることからすると、『先哲叢談』に基づくと理解するのが妥当かと思われる。ちなみに、大正十四年（一九二五年）に財団法人懷徳堂記念会が再刊した『懷徳堂考』においても、「先哲叢語」のままである。

7：天囚が『懷徳堂考』上巻を執筆する際、『蘭洲遺稿』を提供した人物の名は、『懷徳堂考』上巻の序説に太田源之助（号は蘆隱）とあり、ここにも「太田」と記されている。大阪人文会の会員名簿にも太田源之助とあるが、財団法人懷徳堂記念会の刊行した『碩園先生文集』（一九三六年）巻二所収の、大正二年（一九一三年）四月五日に亡くなった大田源之助の墓碣は「大田蘆隱墓碣」であり、また大正二年（一九一三年）四月七日付の大阪朝日新聞第十面に掲載された訃報広告には、大田源之助とある。このため、正しい姓は「大田」であったと考えられる。なお、「木村半十郎号寸木。万年門人。」（木村半十郎、号は寸木、万年の門人なり）の部分が大田の注であると考えられる。但し、大田が天囚に提供し、天囚が懷徳堂研究に用いた『浪華名家碑文集』（大阪府立中之島図書館の朝日新聞文庫所蔵）所収の「万年三宅先生墓誌」においては、大田の注記は認められず、不明。続く「礼迎。往居四年。邑中承化。略成淳風。後遷住浪華。三十餘年。弟子大進。」（礼もて迎へ、往きて居ること四年なり。邑中 化を承けて略ぼ淳風を成す。後に還りて浪華に住むこと三十餘年なり。弟子大いに進む）の部分は、「万年三宅先生墓誌」の本文からの引用。

8：『蘭洲遺稿』巻乾の第七十八葉表に、「享保巷談宅万年京師人正徳末移居大阪唱陸王学」（享保の巷談に、宅万年、京師の人なり。正徳の末に居を大阪に移して陸王学を唱ふ。）とあることを指す。

9：「碑文」は、前出「万年三宅先生墓誌」を指す。

10：以下六行の文字列（途中改行あり）は、紙片を貼付して抹消されている。

11：天囚がここに引用している「学問所建立記録」は、現在懷徳堂文庫碩園記念文庫小天地閣叢書の『懷徳堂記録』四冊中に収録されている。拙稿「西村天囚の五井蘭洲研究と『懷徳堂記録』」（『懷徳堂研究』第7号、二〇一六年）参照。なお、この頭注は、補注9に述べた抹消箇所の六行の上部にある。